

●指定医療機関の要件・責務

<要件> (法第19条の9)

◆以下の医療機関等であること。

- ・ 保険医療機関
- ・ 保険薬局
- ・ 健康保険法に規定する指定訪問看護事業者

◆法第19条の9第2項（申請書裏面参照）で定める欠落事項に該当していないこと

<責務> (法第19条の11から13)

- (1) 指定小児慢性特定疾病医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を行わなければならない。
- (2) 指定小児慢性特定疾病医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例によるものとする。なお、これによることができないとき等の診療方針は、厚生労働大臣が定めるところによる。
- (3) 指定小児慢性特定疾病医療機関は、小児慢性特定疾病医療支援の実施に関し、都道府県知事の指導を受けなければならない。

●指定医療機関の申請手続

申請を希望される場合は、保健所保健予防課へご連絡ください。

※富山市以外の富山県内の医療機関の場合は、富山県へ問い合わせください。

<留意事項>

- ・ 指定後、富山市から申請者宛に指定通知を送付します。
- ・ 富山市が指定を行った医療機関等の名称、所在地等を公示します。
- ・ 指定の有効期間は、6年間です。

●指定医療機関の変更届について

指定医療機関が、その名称及び所在地その他規則第7条の34に定める事項に変更を生じた場合は、10日以内に変更の届出が必要です。

<病院・診療所>

- ・ 病院・診療所の名称及び所在地
- ・ 開設者の住所、氏名又は名称
- ・ 保険医療機関である旨

- ・ 標ぼうしている診療科名
- ・ 役員の氏名及び職名
- ・ その他必要な事項

< 薬局 >

- ・ 薬局の名称及び所在地
- ・ 開設者の住所、氏名又は名称
- ・ 保険薬局である旨
- ・ 役員の氏名及び職名
- ・ その他必要な事項

< 指定訪問看護事業者 >

- ・ 指定訪問看護事業者の名称及び主たる事業所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- ・ 訪問看護ステーションの名称及び住所地
- ・ 指定訪問看護事業者である旨
- ・ 役員の氏名及び職名
- ・ その他必要な事項

● 指定医療機関の辞退届について

指定を辞退するときは、辞退届出書を送付してください。
ただし、指定の辞退を希望する日から一月以上の予告期間が必要です。

● 指定医療機関の休止・廃止・再開、処分届について

休止・廃止・再開、あるいは処分を受けた場合には届出が必要です。